

「道の駅しらとりの郷羽曳野」 電気自動車急速充電設備更新事業
公募型プロポーザル 仕様書

1. 既存機器の取り扱い

- (1) 既存機器の本市による運用は、令和8年3月31日をもって終了とする。
- (2) 事業者は、既存機器の運用が終了することで、利用者が混乱しない手法を提案すること。
-

2. 既存電気自動車急速充電設備等の撤去

- (1) 既存電気自動車急速充電設備等の撤去は、別紙の現況機器の設計に係る図面（以下「現況図面」という。）を参照し、実施するものとするが、現況図面に掲載する全ての設備の撤去を指定するものではなく、例えば基礎コンクリートや、屋根等を再利用した提案も可能とする。
- (2) 事業者は下記の事項を実施する。
- ① 既存充電設備撤去工事と付帯する電気工事
 - ② 既存設備の処分
 - ③ 撤去工事場所の復旧
 - ④ その他、撤去に必要な業務及び、安全管理
-

3. 新たな電気自動車急速充電設備等

- (1) 事業者は下記の事項を実施する。
- ① 電気自動車急速充電設備設置工事と付帯する電気工事
 - ② その他、設置に必要な業務及び、安全管理
- (2) 設置にあたり
- ① 事業者は、電気自動車急速充電器設備を **1基**設置する。
 - ② 事業者は、施設の契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう、設備等の規模を提案すること。
また、設置する電気自動車急速充電設備の出力は、**50kW以上**とする。
 - ③ 国の補助事業（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案すること。
また、国の補助金を活用しない場合においても、補助要件に準拠した内容で提案すること。
 - ④ 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に施設管理者と協議を行うこと。

4. 電気自動車急速充電設備等の管理運営

- (1) 電気自動車急速充電設備の運用により生じた**電気料金は事業者の負担**とする。
- (2) 利用者から徴収する利用料金は、事業者が提案した上で、本市と協議し決定する。また、利用料金を変更する場合も同様とする。
- (3) 事業者は、事業年度ごとに下記の内容を示す事業報告書を作成すること。
 - ①毎月の充電利用回数、充電電力量
 - ②保守・点検結果
 - ③問合せや苦情の内容及び、その対応

5. リスク

- (1) 事業者は、既存設備の撤去又は、新たな設備の整備及び、維持管理において、施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (2) 事業者は、第三者との間における紛争等に関し、責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。
- (3) 事業者は、運用開始前後に事故及び障害等が発生した場合は、直ちに本市に連絡したうえで適切に対応し、その結果を本市に報告しなければならない。また、本市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。
- (4) 事業者が本市との間に取り交わす協定（契約）に定める義務を履行しない場合、本市は協定（契約）を解除することができる。この場合、事業者の責任と負担により速やかに設置場所の原状回復を行うものとする。